

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により令和5年度定期予防接種（B類疾病）を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月22日

恵庭市長 原 田 裕



1. 予防接種の種類

高齢者等インフルエンザ予防接種

2. 対象者の範囲

恵庭市に住民票を有する者で次のいずれかの者

①65歳以上の者

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ障害者手帳1級を有する者。

3. 予防接種を行う期日（期間）

令和5年10月1日～令和6年1月31日

※医療機関により、接種の開始時期が異なる場合があるので、事前に確認を要す。

4. 予防接種を行う場所等

医療機関での個別接種とする。医療機関一覧は別表1のとおり

5. 接種費用

1,000円

ただし、生活保護受給者は無料

6. 予防接種を受けることが適当でない者

①明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

③このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者

④過去に免疫不全の診断を受けた者

⑤その他、医師に予防接種を行うことが不適当な状態と判断された者

7. その他注意事項

この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。したがって、接種を希望する者は、副反応についても理解した上で、自らの意思で接種を希望する場合に限り接種を受けるものとします。

別表1 個別接種を実施する医療機関（恵庭市内）

医療機関名	所在地
恵庭ふじたクリニック	黄金中央1-4-3
えにわ内科・消化器内科クリニック	柏陽町3-29-10
我汝会えにわ病院	黄金中央2-1-1
恵庭第一病院	福住町1-6-6
恵庭みどりのクリニック	緑町1-5-3
恵庭南病院	住吉町2-4-14
岡田内科小児科医院	恵み野西6-20-1
尾形病院	島松仲町1-4-11
かたおか循環器内科クリニック	黄金中央1-13-5
緩和ケアクリニック・恵庭	白樺町3-22-1
くどう内科循環器内科クリニック	白樺町1-1-2
小池内科外科クリニック	大町3-2-13
島松病院	西島松570
たかはしかえ内科・循環器クリニック	恵み野里美1-1-5
つつみ整形外科クリニック	有明町3-1-6
なかじま耳鼻科クリニック	相生町2-3-22
ひまわり皮膚科形成外科クリニック	栄恵町125
福原医院	島松東町3-1-15
本田記念病院	下島松619-1
恵み野駅いとが整形外科	恵み野里美1-1-4
恵み野耳鼻咽喉科クリニック	恵み野西2-2-16
恵み野内科循環器クリニック	恵み野北3-1-1
恵み野病院	恵み野西2-3-5
恵み野病院附属恵庭クリニック	黄金南4-1-1
ラ・デュースクリニック	恵み野西5-3-1
アートライフ恵庭	西島松567-1
恵望会診療所	柏木町429-6

※やむを得ない理由で市外接種を希望される場合は、事前に申請手続きが必要となります。